



JASTI監査

QTECは、JASTI監査を実施する監査機関として認定され、2025年4月1日より受付を開始いたしました。特定技能外国人材の受け入れには、第三者による、認証・監査機関の審査を受けて、適合していることが必要となりますので、該当する場合はぜひ弊財団をご利用下さい。ご利用にあたっては弊財団宛に申請頂く必要がございます。申請に必要な書類は以下の通りです。

1. QTEC監査申請書
2. JASTI監査時確認資料
3. 工場プロフィール
4. 会社概要・沿革
5. 組織図及び責任者名を含む人員配置
6. 労働契約書、労働条件通知書、就業規則等、労働条件がわかる書類
7. 建物平面図

これらに関する詳細なご説明（費用含む）と、申請用紙は[こちら](#)に、ご用意しておりますので、ご参照下さいますようお願い申し上げます。
また、申請書類の作成も含め、ご不明点やご質問がありましたら、お気軽にお問合せ下さい。

（お問い合わせ先）

（一財）日本繊維製品品質技術センター
東日本事業所・西日本事業所 JASTI受付窓口
TEL：03-5439-8025 E-MAIL：jasti@qtec.or.jp
担当 川本・長井・佐久間・西村

申請書類の受付後の流れは、次の通りです。

1. 監査業務委託契約書の締結
2. 監査日時の決定
3. 監査実施
4. 監査報告書のご提出

「JASTI(Japanese Audit Standard for Textile Industry)」とは経済産業省が策定した繊維産業の監査要求事項・評価基準です。
なお、繊維業における特定技能制度の追加要件の1つを充足する制度として指定されています。

（参考）特定技能とは

特定技能制度とは、人材の確保が困難な産業における人手不足に対応する為、一定の専門性・技能を有する外国人材を即戦力として通算で上限5年まで（特定技能1号）受け入れる事が出来る制度です。

2024年3月29日の閣議決定において、繊維業が対象業種となることとされ、同年9月30日より受入れ手続きが開始となりました。

＜追加要件＞

繊維業においては、特定技能の受入れに際して、以下の追加要件が課されています。

- 1.国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
- 2.勤怠管理を電子化していること
- 3.パートナーシップ構築宣言の実施
- 4.特定技能外国人の給与を月給制とすること

追加要件に「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」があります。

この要件を満たすには「公開された監査要求事項等に基づき、第三者による認証・監査機関の審査を受け適合していること」が必要となり、「JASTI」は対象となる制度の一つに位置づけられています。